

須賀川市工業製品認定制度に係る工業製品の募集について

市内企業が製造する工業製品を市が認定し、製品を公表することにより、市内外に広く情報発信し、製品の販路開拓等を側面から支援します。

1 対象となる申請者及び製品の要件

(1)応募資格

次のすべての要件に該当する方。

- ①市内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいること。
- ②業種が日本標準産業分類に基づく製造業に該当すること。

(2)対象製品

次のすべての要件に該当する製品。

- ①市内で生産された工業製品であること(医薬品、農水産物(加工品を含む)、飲料品等は除く)。
- ②中間製品(単独で使用可能な半製品)または最終製品であること(原材料、加工技術、サービス等は除く)。
- ③自社製品であること。ただし、生産工程の一部を外注等により行う場合も対象とする。

(3)認定基準

主に以下の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。

①製品の安定供給体制

- ・事業継続計画(BCP)や事業継続力強化計画を策定しているか。
- ・当該製品の安定供給のため、独自の対策を講じているか。

②優位性・新規性があること

- ・他社同類製品と比較して、優位性・独自性を有しているか。
- ・本市のものづくりのイメージアップにつながる製品であるか。

③市場性・有用性があること

- ・企業活動や住民生活に有用で、市場性が認められるか。
- ・顧客のニーズに対応した製品であるか。

④生産方法・品質管理等の妥当性、環境への配慮があること

- ・ISO9001(品質マネジメントシステム)やISO14001(環境マネジメントシステム)などを取得しているか。
- ・製品の生産方法や品質管理体制は妥当であるか。
- ・資源の効率的な活用など環境リスクへの低減に取り組んでいるか。

⑤経営状況

- ・経営基盤は確立されているか。
- ・売上高、経常利益は堅調に推移しているか。

⑥情報発信力

- ・各種展示会に出展している等、製品のPRに努めているか。
- ・製品カタログ・チラシ等、自社ウェブサイト及び SNS 等を活用し、情報発信に努めているか。

2 主な支援内容

- (1)市ウェブサイトにて認定製品を掲載
- (2)認定された製品を広報紙等に掲載
- (3)各種展示会等に市で出展し、認定製品を展示PR(共同出展あり)
- (4)経営安定化資金融資を利用する際の利率を軽減します。(1.5%以内→1.4%以内)

3 申請手続き

- (1)申請書類(各1部)を下記担当課窓口まで提出してください。

- ①認定申請書(第1号様式)
- ②申請調書(第1号様式別紙)
- ③誓約書(第2号様式)
- ④定款
- ⑤登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- ⑥参考資料(会社案内、製品パンフレット、特許関係資料等)

- (2)申請書(様式)は、須賀川市ウェブサイトからダウンロードできます。

4 審査

応募資格等の確認をしたあと、認定審査会による審査を行い、認定製品を決定します。

5 お問い合わせ先・申請書提出担当窓口

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地
須賀川市産業部商工観光課 商工振興係
TEL:0248-88-9142 FAX:0248-72-9845
E-mail:shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp

